

枚方市議会定例会議案書

(令和5年6月定例会)

目 次

報告第2号	枚方市土地開発公社の経営状況（令和5年度事業計画）について	… 1
報告第3号	公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和5年度事業計画）について	… 16
報告第4号	令和4年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	… 23
報告第5号	令和4年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	… 27
報告第6号	令和4年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	… 31
報告第7号	令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について	… 35
報告第8号	令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	… 39
報告第9号	令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	… 43
報告第10号	専決事項の報告について	… 50
	専決第3号 損害賠償の額を定めることについて	… 51
	専決第4号 損害賠償の額を定めることについて	… 53
議案第10号	令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第4号）	… 55
議案第11号	令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	… 79
議案第12号	令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	… 87
議案第13号	枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について	… 94
議案第14号	新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係る特殊勤務手当に関する特別措置条例の廃止について	… 98
議案第15号	市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例の一部改正について	… 100
議案第16号	枚方市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正について	… 103
議案第17号	枚方市税条例の一部改正について	… 106
議案第18号	枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正について	… 134
議案第19号	枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について	… 143
議案第20号	枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	… 152
議案第21号	枚方市附属機関条例の一部改正について	… 171
議案第22号	枚方市立図書館条例の一部改正について	… 174
議案第23号	令和5年度東部清掃工場定期補修工事請負契約締結について	… 177
議案第24号	牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約締結について	… 181
議案第25号	訴えの提起について	… 184
議案第26号	調停案の受諾について	… 186
議案第27号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	… 188
議案第28号	農業委員会委員の任命の同意について	… 189

報告第2号

枚方市土地開発公社の経営状況（令和5年度事業計画）について

次のとおり令和5年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和5年度枚方市土地開発公社事業計画

令和5年度枚方市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

記

1. 公有用地取得計画

事業件数	5 件
取得面積	9,846.13 m ²
事業費	1,432,137 千円

2. 公有用地処分計画

事業件数	2 件
処分面積	1,108.32 m ²
処分金額	127,855 千円

(参考資料)

1. 公有用地取得計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	取得面積(m ²)
(1) 道路施設用地		
1. 枚方藤阪線用地	岡東町	118.14
2. 牧野長尾線用地	長尾台1丁目、長尾宮前2丁目	720.31
3. 中振交野線用地	南中振1丁目	67.46
4. 長尾杉線(長尾工区)用地	長尾東町3丁目	1,244.22
計		2,150.13
(2) 公園施設用地		
計		—
(3) 下水道施設用地		
計		—
(4) その他施設用地		
1. 東部清掃工場用地	大字尊延寺	7,696.00
計		7,696.00
合 計		9,846.13

2. 公有用地処分計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	処分面積(m ²)
(1) 道路施設用地		
1. 中振交野線用地	南中振1丁目	14.70
2. 長尾杉線(長尾工区)用地	長尾東町3丁目	1,093.62
計		1,108.32
(2) 公園施設用地		
計		—
(3) 下水道施設用地		
計		—
(4) その他施設用地		
計		—
合 計		1,108.32

令和5年度枚方市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度枚方市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 (単位:千円)

第1款 事業収益	127,855
第1項 公有地取得事業収益	127,855
第2款 事業外収益	18
第1項 受取利息	1
第2項 雑収益	17
収入合計	127,873

支出 (単位:千円)

第1款 事業原価	126,609
第1項 公有地取得事業原価	126,609
第2款 販売費及び一般管理費	3,284
第1項 販売費及び一般管理費	3,284
第3款 事業外費用	82
第1項 支払利息	82
第4款 予備費	500
第1項 予備費	500
支出合計	130,475

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額720,085千円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入 (単位:千円)

第1款 資本的収入	5,802,540
第1項 借入金	5,802,540
収入合計	5,802,540

支出 (単位:千円)

第1款 資本的支出	6,522,625
第1項 公有地取得事業費	1,432,137
第2項 支払利息	38,488
第3項 固定資産取得費	-
第4項 借入金償還金	5,050,000
第5項 予備費	2,000
支出合計	6,522,625

(予算の繰越)

第4条 資本的収入のうち次に掲げる支出に充てるための借入金の借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

(1) 公有地取得事業費の繰越に係る支出

(2) 翌年度に支出を要する未払金に係る支出

2 資本的支出のうち公有地取得事業費については、翌年度に繰り越して使用することができる。

(借入限度額)

第5条 借入金の借入限度額は、5,926,373千円と定める。

令和5年度枚方市土地開発公社予算説明書

(収益の収入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業収益		127,855	777,000	▲ 649,145
1. 公有地取得事業収益		127,855	777,000	▲ 649,145
	1. 公有用地売却収益	127,855	777,000	▲ 649,145
(2) 事業外収益		18	18	0
1. 受取利息		1	1	0
	1. 受取利息	1	1	0
2. 雑収益		17	17	0
	1. 雑収益	17	17	0
収入合計		127,873	777,018	▲ 649,145

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業原価		126,609	770,085	▲ 643,476
1. 公有地取得事業原価		126,609	770,085	▲ 643,476
	1. 公有用地売却原価	126,609	770,085	▲ 643,476
(2) 販売費及び一般管理費		3,284	3,221	63
1. 販売費及び一般管理費		3,284	3,221	63
	1. 人件費	1,715	1,652	63

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
公有用地売却収益	127,855	中振交野線用地 外1事業用地 127,855 (内訳) 元金 124,585 利息 2,024 土地取得手数料 1,246
預金利息	1	預金利息 1
雑収益	17	雑収益 17

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
公有用地売却原価	126,609	中振交野線用地 外1事業用地 126,609 (内訳) 元金 124,585 利息 2,024
報酬	1,572	顧問報酬 372 短時間勤務職員報酬 1,200
給料	0	職員給料 0
手当	123	扶養手当 0 地域手当 0 通勤手当 0 管理職手当 0 時間外勤務手当 123 期末手当 0 勤勉手当 0 住居手当 0
法定福利費	20	健康保険負担金 0 共済組合負担金 0 厚生年金保険負担金 0 雇用保険負担金 16 労災保険負担金 4

款項	目	本年度	前年度	比較
	2. 経費	1,569	1,569	0
(3) 事業外費用		82	82	0
1. 支払利息		82	82	0
	1. 支払利息	82	82	0
(4) 予備費		500	500	0
1. 予備費		500	500	0
	1. 予備費	500	500	0
	支出合計	130,475	773,888	▲ 643,413

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
旅費	54	費用弁償	38
		普通旅費	11
		市内実費旅費	5
交際費	10	交際費	10
需用費	236	消耗品費	136
		消耗備品費	50
		修繕費	50
役務費	102	通信運搬費	92
		損害保険料	5
		手数料	5
委託料	166	各種委託料	166
使用料・賃借料	239	各種賃借料	239
負担金補助及び交付金	20	会費等負担金	20
公租公課	20	公租公課	20
減価償却費	722	無形固定資産減価償却費	722
支払利息	82	短期借入金にかかる支払利息	82
予備費	500	予備費	500

(資本的收入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本的收入		5,802,540	6,959,986	▲ 1,157,446
1. 借入金		5,802,540	6,959,986	▲ 1,157,446
	1. 借入金	5,802,540	6,959,986	▲ 1,157,446
収入合計		5,802,540	6,959,986	▲ 1,157,446

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の支出		6,522,625	7,730,071	▲ 1,207,446
1. 公有地取得事業費		1,432,137	2,579,296	▲ 1,147,159
	1. 公有用地取得費	1,432,137	2,579,296	▲ 1,147,159
2. 支払利息		38,488	48,775	▲ 10,287
	1. 支払利息	38,488	48,775	▲ 10,287
3. 固定資産取得費		0	0	0
	1. 固定資産取得費	0	0	0
4. 借入金償還金		5,050,000	5,100,000	▲ 50,000
	1. 借入金償還金	5,050,000	5,100,000	▲ 50,000
5. 予備費		2,000	2,000	0
	1. 予備費	2,000	2,000	0
支出合計		6,522,625	7,730,071	▲ 1,207,446

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
借入金	5,802,540	借入金	5,802,540

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
用地費	602,160	牧野長尾線用地 外4事業用地費	602,160
補償費	740,026	牧野長尾線用地 外4事業補償費	740,026
直接経費	89,951	牧野長尾線用地 外4事業直接経費	89,951
支払利息	38,488	借入金にかかる支払利息	38,488
固定資産取得費	0	固定資産取得費	0
借入金償還金	5,050,000	借入金償還金	5,050,000
予備費	2,000	予備費	2,000

令和5年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（当年度分）

（令和6年3月31日現在）

単位：千円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	325,747	
	(2) 公有用地	<u>5,750,637</u>	
	流動資産合計		6,076,384
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産	100	
	(2) 無形固定資産	1,444	
	(3) 投資その他の資産	<u>5,000</u>	
	固定資産合計		<u>6,544</u>
	資産合計		<u>6,082,928</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 未払費用	130	
	(2) 預り金	7	
	(3) 前受収益	1	
	(4) 短期借入金	<u>5,370,953</u>	
	流動負債合計		5,371,091
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>525,420</u>	
	固定負債合計		<u>525,420</u>
	負債合計		<u>5,896,511</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>	
	資本金合計		5,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	184,764	
	(2) 当期純損失	<u>▲ 3,347</u>	
	準備金合計		<u>181,417</u>
	資本合計		<u>186,417</u>
	負債資本合計		<u>6,082,928</u>

令和4年度枚方市土地開発公社予定損益計算書(前年度分)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位:千円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		1,158,195
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>1,148,673</u>
	事業総利益		9,522
3	販売費及び一般管理費		<u>2,723</u>
	事業利益		6,799
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	1	
	(2) 雑収益	<u>6</u>	7
	経常利益		<u>6,806</u>
	当期純利益		<u>6,806</u>

令和4年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（前年度分）

（令和5年3月31日現在）

単位:千円

資 産 の 部

1	流動資産			
	(1) 現金及び預金		921,961	
	(2) 公有用地		<u>4,404,621</u>	
	流動資産合計			5,326,582
2	固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	ア 工具、器具及び備品	0		
	減価償却累計額	<u>0</u>	<u>0</u>	
	有形固定資産計		0	
	(2) 無形固定資産			
	ア その他の無形固定資産	<u>2,165</u>		
	無形固定資産計		2,165	
	(2) 投資その他の資産			
	ア 長期定期預金		<u>5,000</u>	
	投資その他の資産計		<u>5,000</u>	
	固定資産合計			<u>7,165</u>
	資産合計			<u>5,333,747</u>

負 債 の 部

1	流動負債			
	(1) 未払金		93,833	
	(2) 未払費用		136	
	(3) 預り金		14	
	(4) 前受収益		0	
	(5) 短期借入金		<u>4,600,000</u>	
	流動負債合計			4,693,983
2	固定負債			
	(1) 長期借入金		<u>450,000</u>	
	固定負債合計			<u>450,000</u>
	負債合計			<u>5,143,983</u>

資 本 の 部

1	資本金			
	(1) 基本財産		<u>5,000</u>	
	資本金合計			5,000
2	準備金			
	(1) 前期繰越準備金		177,958	
	(2) 当期純利益		<u>6,806</u>	
	準備金合計			<u>184,764</u>
	資本合計			<u>189,764</u>
	負債資本合計			<u>5,333,747</u>

令和5年度枚方市土地開発公社資金計画

令和5年度枚方市土地開発公社資金計画を次のとおり定める

記

令和5年度枚方市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区分	当年度予定額	備考
受入資金		
公有地取得事業収益	127,855	
受取利息	1	
雑収益	17	前年度前受収益を除く
借入金	5,926,373	借入限度額
預り金	14	
前年度繰越金	921,961	
計	6,976,221	
支払資金		
公有地取得事業費	1,432,137	前年度予算繰越額を含む
支払利息	38,570	
固定資産取得費	-	
借入金償還金	5,080,000	
販売費及び一般管理費	3,284	次年度支払分及び現金を伴わない支出を除く
前年度未払金等	93,969	前年度未払金及び未払費用
前年度預り金	14	
予備費充当による支出	2,500	
計	6,650,474	
差引	325,747	

報告第3号

公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和5年度事業計画）について

次のとおり令和5年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和5年度の公益財団法人枚方市スポーツ協会の事業計画は、次に定めるところによる。

公益目的事業

《市民スポーツ普及啓発事業》

スポーツ大会、スポーツ啓発事業、スポーツ施設の管理運営・活用を相互に効果的に行うことで、市民の体力向上とアマチュアスポーツの振興に貢献し、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業。

1. スポーツ大会事業

(1) 総合体育大会等開催事業

春季・秋季総合体育大会の開催、北河内・大阪府総合体育大会への選手派遣等

(2) 競技大会開催事業

第47回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-

(リアル大会とオンライン大会のハイブリッド型開催)

(3) 友好都市とのスポーツ交流事業

四万十市定期交流事業

2. スポーツ啓発事業

(1) スポーツ教室事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①指定管理施設等での提案事業（幼児・子ども・女性・高齢者を対象としたスポーツ事業等）

②女性ヘルスアップ講座の拡充

③楽10体操の普及活動等健康スポーツ事業

④健康医療都市ひらかたコンソーシアムとの連携事業

⑤障害者スポーツ体験教室

⑥ひらかた元気くらわんか体操普及啓発事業・活動支援事業・継続支援事業

⑦健活フェスタ（高齢者を対象に行う介護予防のための健康イベント）

⑧e-スポーツ事業

⑨にぎわい創出事業 親子わくわくパークフェスタ・ひらかた街ぶらロゲイニング

(2) スポーツサポーターズバンク事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツリーダー養成講座

②健康運動指導士の更新単位認定講習会事業の開催・フォローアップ研修

③スポーツ指導者の派遣

④学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域移行への取り組み）

(3) 他団体との連携事業（障がい者スポーツの推進・支援等含む）

トリプルバドミントン大会への協力・ふれあいマラソン大会・障害者スポーツ団体との連携事業他

(4) スポーツ情報提供事業

スポーツ情報ポータルサイトの運営、SNS・ユーチューブチャンネル等ICTを活用した新コンテンツの運用、スポーツDVD・図書の購入及び貸出、ホームページの充実等

(5) スポーツ振興特別事業（枚方市スポーツ協会加盟団体への支援等）

3. スポーツ施設活用事業

(1) 指定管理者としてのスポーツ施設管理運営事業（総合スポーツセンター、渚市民体育館）の運営及び各種スポーツ事業を実施

(2) 枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業（市内3企業所有スポーツ施設・市内府立高等学校等開放及び新規開拓）

4. その他の協力事業

- (1) スポーツ応援事務（全国大会出場チーム等の応援）
- (2) 市民スポーツの普及啓発サポート（スポーツ情報収集及び情報提供等）
- (3) トップアスリートとの市民交流（パナソニックパンサーズ・FCティアモ枚方のホームゲーム等の市民応援事業）
- (4) 地域・競技スポーツコンサルティング事業（市民団体への支援や育成、助言等）

《総合型地域スポーツクラブの育成事業》

枚方市内の総合型地域スポーツクラブを運営・支援し、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備することで市民スポーツの振興に貢献する事業

1. 「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」の運営拡充

- (1) 主催事業の充実、指導者の指導力向上、地域に根ざした活動展開等
- (2) 学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域移行への取り組み）

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

施設の管理運営や総合型地域スポーツクラブを運営する中で、スポーツ消耗品やオリジナルグッズを販売し市民が快適にスポーツを楽しめるよう様々なサービスを提供する事業

1. 物品販売による施設利用者の利便性向上事業（スポーツ関係消耗品の実費販売等）
2. オリジナルグッズの作成・販売事業
「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」オリジナルグッズの販売
3. 加盟団体との協働事業（大会、講習会等での物品販売、スポンサーシップの獲得等）
4. 収益事業としてのスポーツ大会及びスポーツイベントの誘致や開催事業
5. ホームページ等の広告収入

その他の事業

《民間団体等との連携・協力事業》

民間団体等と連携・協力し、公共施設を活用した、スポーツ大会やスポーツイベント、教室等を効率的に実施する事業

1. 枚方市都市公園有料施設等にて各種スポーツ事業を実施

令和5年度 公益財団法人枚方市スポーツ協会収支予算

令和5年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の収支予算は、次に定めるところによる。

(収支予算)

第1条 収支予算の総額は、収入は349,882,075円、支出は349,877,047円と定める。

2 収支予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「収支予算書」による。

収支予算書(増減計算方式)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	5年度予算額 (A)	4年度予算額 (B)	増減 (A)―(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	318,445,500	307,993,000	10,452,500
スポーツ大会事業収益	19,370,000	18,250,000	1,120,000
新春走ろうかい参加料等収益	15,120,000	14,000,000	1,120,000
市民オリンピック参加料等収益	250,000	250,000	0
加盟団体事業参加料収益	1,000,000	1,000,000	0
総合体育大会参加料収益	3,000,000	3,000,000	0
受取委託金	40,716,500	40,932,000	▲ 215,500
受取総合体育大会等事業運営費	35,569,000	35,145,000	424,000
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	4,000,000	4,734,000	▲ 734,000
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,147,500	1,053,000	94,500
スポーツ啓発事業収益	20,650,000	12,650,000	8,000,000
スポーツ教室等参加料収益	18,000,000	10,000,000	8,000,000
スポーツサポーターズバンク事業参加料収益	650,000	650,000	0
健康スポーツ事業収益	2,000,000	2,000,000	0
受取補助金	35,205,000	34,984,000	221,000
受取新春走ろうかい事業補助金	8,739,000	8,663,000	76,000
受取市民オリンピック事業補助金	1,619,000	1,614,000	5,000
受取健康スポーツ普及事業補助金	12,754,000	12,732,000	22,000
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,835,000	5,778,000	57,000
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	3,346,000	3,311,000	35,000
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	2,912,000	2,886,000	26,000
受取委託金	6,036,000	5,835,000	201,000
受取高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	1,319,000	1,319,000
受取こども夢基金事業運営費	3,000,000	4,016,000	▲ 1,016,000
受取障がい者スポーツ事業運営費	398,000	500,000	▲ 102,000
スポーツ施設管理運営収益	191,880,000	190,803,000	1,077,000
渚市民体育館収益	71,557,000	71,573,000	▲ 16,000
総合スポーツセンター収益	120,323,000	119,230,000	1,093,000
受取委託金	4,275,000	4,226,000	49,000
受取民間スポーツ施設開放事業	4,275,000	4,226,000	49,000
基本財産運用益	13,000	13,000	0
諸収益	30,000	30,000	0
受取負担金	270,000	270,000	0
受取体育協会加盟負担金	270,000	270,000	0
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	23,251,000	25,270,000	▲ 2,019,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	23,251,000	25,270,000	▲ 2,019,000

(単位：円)

科 目	5年度予算額 (A)	4年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
収益事業 利用者の利便性向上事業	3,752,000	7,052,000	▲ 3,300,000
スポーツ施設管理運営収益	1,770,000	1,770,000	0
渚市民体育館収益	500,000	500,000	0
総合スポーツセンター収益	1,270,000	1,270,000	0
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,832,000	1,832,000	0
スポーツ施設管理運営収益	0	3,300,000	▲ 3,300,000
協会事業収益	150,000	150,000	0
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	4,363,575	49,839,000	▲ 45,475,425
受取委託金	0	46,321,000	▲ 46,321,000
受取都市公園有料施設等管理運営費	0	11,304,000	▲ 11,304,000
受取野外活動センター事業運営費	0	26,378,000	▲ 26,378,000
受取ひらかた東部スタジアム管理運営費	0	8,639,000	▲ 8,639,000
その他事業収益	4,363,575	3,518,000	845,575
法人会計	70,000	70,000	0
諸収益	70,000	70,000	0
経常収益計	349,882,075	390,224,000	▲ 40,341,925
(2) 経常費用			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	310,153,000	311,135,000	▲ 982,000
総合体育大会等運営費	37,772,000	38,071,000	▲ 299,000
総合体育大会等職員費	24,492,000	24,308,000	184,000
春秋総合体育大会事業費	3,260,000	3,049,000	211,000
北河内総合体育大会事業	833,000	833,000	0
大阪府総合体育大会事業	909,000	909,000	0
三島・北河内柔道大会事業	49,000	49,000	0
北河内駅伝競走大会事業	121,000	121,000	0
大阪府駅伝競走大会事業	190,000	190,000	0
市長杯争奪軟式野球大会	210,000	210,000	0
枚方市駅伝競走大会	210,000	210,000	0
租税公課	2,746,000	2,727,000	19,000
枚方市小学生スポーツcarnival事業	3,675,000	4,455,000	▲ 780,000
枚方ラグビーカーニバル大会	1,077,000	1,010,000	67,000
スポーツ大会等事業費	28,728,000	28,624,000	104,000
新春走ろうかい事業費	23,859,000	23,783,000	76,000
市民オリンピック事業費	1,869,000	1,841,000	28,000
総合体育大会種目別事業費	3,000,000	3,000,000	0
スポーツ啓発事業費	45,873,000	41,796,000	4,077,000
協会事務費	5,077,000	3,577,000	1,500,000
市民スポーツ応援サポート事業費	3,642,000	3,607,000	35,000
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,045,000	3,019,000	26,000
スポーツ教室等事業費	7,060,000	3,530,000	3,530,000
広報活動事業費	486,000	486,000	0
サポーターズバンク事業費	6,576,000	6,519,000	57,000
活動補助事業費	640,000	540,000	100,000
委託事業費	2,823,000	4,016,000	▲ 1,193,000
スポーツ振興特別事業費	1,625,000	1,625,000	0
健康スポーツ事業費	14,899,000	14,877,000	22,000

(単位：円)

科 目	5年度予算額 (A)	4年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	1,318,000	1,320,000
障がい者スポーツ事業運営費	398,000	530,000	▲ 132,000
渚市民体育館管理運営費	70,148,000	70,163,000	▲ 15,000
総合スポーツセンター管理運営費	118,150,000	117,082,000	1,068,000
民間スポーツ施設開放事業費	4,111,000	4,062,000	49,000
一般管理費	2,335,000	9,489,000	▲ 7,154,000
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	23,583,000	25,602,000	▲ 2,019,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業	23,583,000	25,602,000	▲ 2,019,000
収益事業 利用者の利便性向上事業	3,016,000	6,016,000	▲ 3,000,000
収益事業費	3,016,000	6,016,000	▲ 3,000,000
収益事業費	2,800,000	5,800,000	▲ 3,000,000
協会事務費	216,000	216,000	0
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	4,287,575	47,275,000	▲ 42,987,425
都市公園有料施設等管理運営費	0	9,646,000	▲ 9,646,000
野外活動センター事業運営費	0	25,471,000	▲ 25,471,000
ひらかた東部スタジアム管理運営費	0	8,412,000	▲ 8,412,000
その他施設事業費	4,287,575	1,618,000	2,669,575
一般管理費	0	2,128,000	▲ 2,128,000
法人会計	8,837,472	186,000	8,651,472
一般管理費	8,837,472	186,000	8,651,472
経常費用計	349,877,047	390,214,000	▲ 40,336,953
当期経常増減額	5,028	10,000	▲ 4,972
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,028	10,000	▲ 4,972
一般正味財産期首残高	46,123,779	46,113,779	10,000
一般正味財産期末残高	46,128,807	46,123,779	5,028
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	48,128,807	48,123,779	5,028

報告第4号

令和4年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和4年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額		
2. 総務費	(1) 総務管理費	D X推進経費	13,070,000	9,947,432		
3. 民生費	(1) 社会福祉費	総合福祉会館管理運営経費	1,650,000	-		
		シルバー作業所管理運営経費	2,941,000	2,941,000		
		ひとり親休業手当金	390,000	389,000		
		公的介護施設等整備事業	206,976,000	206,976,000		
	(2) 児童福祉費	障害児通所支援事業に係るこどもの安心・安全対策支援事業	39,800,000	39,800,000		
		保育所等に係るこどもの安心・安全対策事業補助金	13,015,000	13,015,000		
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	乳幼児健康診査事業	99,000	98,340		
	(2) 清掃費	改善・補修工事費	60,000,000	60,000,000		
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	事業推進費	3,000,000	3,000,000		
		牧野高槻線及び京都守口線整備事業	5,413,000	5,412,677		
		橋梁修繕・補強事業	32,000,000	19,000,000		
		交通バリアフリー道路整備事業	11,000,000	11,000,000		
		歩道拡幅事業	15,800,000	15,800,000		
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	33,000,000	16,000,000		
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	45,000,000	45,000,000		
		京阪本線連続立体交差事業	128,911,000	100,538,862		
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	33,560,000	33,560,000		
		下水道事業会計への負担金	601,700,000	580,100,000		
		牧野長尾線整備事業	122,908,000	108,581,000		
		中振交野線整備事業	37,470,000	17,116,000		
		御殿山小倉線整備事業	808,650,000	808,650,000		
		長尾杉線整備事業	1,057,174,000	952,744,657		
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	870,761,000	870,761,000		
		枚方市駅周辺再整備調査設計等事業	31,032,000	30,064,000		
		9. 教育費	(2) 小学校費	学校空調設備整備事業	848,730,000	848,730,000
				施設改善維持補修経費	1,075,086,000	1,075,086,000
				トイレ改善事業	1,377,000,000	1,377,000,000
児童・生徒等の健康管理事業	61,650,000			61,650,000		
(3) 中学校費	学校空調設備整備事業		19,141,000	19,141,000		
	施設改善維持補修経費		495,606,000	495,606,000		
	トイレ改善事業		838,000,000	838,000,000		
	児童・生徒等の健康管理事業		29,250,000	29,250,000		
(5) 社会教育費	特別史跡百済寺跡再整備事業		54,340,000	54,340,000		
(6) 保健体育費	野外活動センター管理運営経費		84,938,000	-		
	施設設備整備工事費		104,000,000	104,000,000		
	中学校給食における全員給食実施事業		11,000,000	11,000,000		
合 計			9,174,061,000	8,864,297,968		

(単位:円)

既 収 入 特 定 財 源	の 財 源 内 訳				一 般 財 源
	未 収 入 特 定 財 源				
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	9,947,432
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	2,941,000
-	-	-	-	-	389,000
-	-	206,976,000	-	-	-
-	34,400,000	-	-	-	5,400,000
-	10,855,000	-	-	-	2,160,000
-	-	-	-	-	98,340
-	-	-	39,700,000	-	20,300,000
-	-	-	-	-	3,000,000
-	-	5,412,677	-	-	-
-	5,701,000	-	13,200,000	-	99,000
-	3,700,000	-	6,500,000	-	800,000
-	6,765,000	-	5,000,000	-	4,035,000
-	-	-	-	-	16,000,000
-	15,000,000	-	30,000,000	-	-
-	-	100,538,862	-	-	-
-	25,443,000	-	8,100,000	-	17,000
-	-	-	580,100,000	-	-
-	23,271,000	-	84,600,000	-	710,000
-	-	-	15,400,000	-	1,716,000
-	116,841,000	-	680,800,000	-	11,009,000
-	98,910,000	-	734,200,000	-	119,634,657
-	771,094,000	-	80,900,000	-	18,767,000
-	2,900,000	-	-	-	27,164,000
-	-	-	837,200,000	-	11,530,000
-	168,357,000	-	788,600,000	-	118,129,000
-	257,443,000	-	953,700,000	-	165,857,000
-	30,825,000	-	-	-	30,825,000
-	-	-	14,000,000	-	5,141,000
-	69,287,000	-	356,700,000	-	69,619,000
-	184,009,000	-	580,300,000	-	73,691,000
-	14,625,000	-	-	-	14,625,000
-	-	-	40,000,000	-	14,340,000
-	-	-	-	-	-
-	-	-	78,000,000	-	26,000,000
-	-	-	-	-	11,000,000
-	1,839,426,000	312,927,539	5,927,000,000	-	784,944,429

報告第 5 号

令和 4 年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 4 年度大阪府枚方市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年（2023 年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	1,140,250,000	612,086,600	218,066,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要するた な資 産 の 購入限度額	説 明
企 業 債	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
53,900,000	39,000,000	125,166,000	310,097,400	0	補修部品の確保及び関係者との協議に時間を要したため

報告第 6 号

令和 4 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和 4 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年（2023 年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 4 年度大阪府枚方市水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 4 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰次繰越額	計
			円	円	円	円
		配水支管 更新事業	3,098,000,000	534,000,000	45,855,407	579,855,407
		中宮浄水場 更新事業 (PPP・PFI)	15,750,000,000	432,000,000	0	432,000,000
		送配水管 更新事業	2,758,600,000	390,000,000	380,902,923	770,902,923
資本的支出	建設改良費	送配水管 更新事業	1,127,000,000	150,000,000	24,644,394	174,644,394
		津田低区 配水場 耐震化事業	2,599,000,000	575,000,000	378,883,600	953,883,600
		都市計画道路 内里高野道線 整備関連事業	455,000,000	156,000,000	4,447,600	160,447,600
		北中振他配水 管整備事業	703,000,000	2,000,000	0	2,000,000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次 繰越額に係る たな卸資産の 購入限度額
			企 業 債	工 事 負 担 金	損 留	益 保 勘 定 金	
円	円	円	円	円	円	円	円
436,875,010	142,980,397	142,980,397	67,900,000	0	75,080,397	0	0
0	432,000,000	432,000,000	380,000,000	0	52,000,000	0	0
449,648,500	321,254,423	321,254,423	178,500,000	0	142,754,423	0	0
91,352,800	83,291,594	83,291,594	43,900,000	0	39,391,594	0	0
509,012,600	444,871,000	444,871,000	238,300,000	0	206,571,000	0	0
20,141,000	140,306,600	140,306,600	89,700,000	0	50,606,600	0	0
0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0

報告第7号

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	施設改良事業	2,365,000	2,365,000	2,365,000

病院事業会計予算繰越計算書

ただし書の規定による繰越額

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説明
国府補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	
0	0	2,365,000	0	0	事業完了検査において、成果品に不足・不備があり不合格とし、その修補を指示したため。

報告第 8 号

令和 4 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 4 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年（2023 年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道整備事業	311,520,000	102,707,771	132,000,000
		雨水公共下水道整備事業	194,155,000	18,438,500	71,000,000
	建設改良事業費	汚水改良事業	506,700,000	294,301,582	19,900,000
		雨水改良事業	1,041,342,000	458,502,360	456,480,000
	固定資産購入費	流域下水道建設負担金	188,233,000	93,778,888	21,830,426

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越す資産の限度	繰越る要卸入額 をなす購入額	説 明
国 府 補 助 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金				
円	円	円	円	円	円	円	円	
0	107,200,000	0	0	24,800,000	76,812,229	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	61,000,000	7,000,000	0	3,000,000	104,716,500	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	9,900,000	0	5,000,000	5,000,000	192,498,418	0	0	関係者との協議に期間を要したため
180,500,000	900,000	211,346,000	63,734,000	0	126,359,640	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	21,300,000	0	0	530,426	72,623,686	0	0	関係機関の事業が未完了のため

報告第9号

令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により議会議事に報告する。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市下水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務 発生額 (見込)額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
			円	円	円	円	円
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道未普及地区整備事業	688,550,000	23,000,000	0	23,000,000	7,840,316
		楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業	4,581,000,000	1,725,330,000	206,919,031	1,932,249,031	1,102,808,298

地方公営企業法第26条第1項により継続費に係る支出予算の金額を繰り越した楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業について

事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳				翌 年 度 繰 越 額 に 対 する 資 産 限 度
		企 業 債	国 府 金 補 助 金	他 会 計 金 負 担	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
円 15,159,684	円 15,159,684	円 1,400,000	円 0	円 0	円 13,759,684	円 0
829,440,733	622,521,702	0	147,000,000	475,521,702	0	0

ては、「翌年度通次繰越額」を「翌年度繰越額」に読み替える。

	事業名	翌年度繰越額
報告第4号 令和4年度大阪府枚方市一般会計繰 越明許費の繰越計算書について	D X 推進経費	9,947,432
	総合福祉会館管理運営経費	-
	シルバー作業所管理運営経費	2,941,000
	ひとり親等休業手当金	389,000
	公的介護施設等整備事業	206,976,000
	障害児通所支援事業に係るこどもの安心・安全対策事業	39,800,000
	保育所等に係るこどもの安心・安全対策事業補助金	13,015,000
	乳幼児健康診査事業	98,340
	改善・補修工事費	60,000,000
	事業推進費	3,000,000
	牧野高槻線及び京都守口線整備事業	5,412,677
	橋梁修繕・補強事業	19,000,000
	交通バリアフリー道路整備事業	11,000,000
	歩道拡幅事業	15,800,000
	空き家・空き地対策推進事業	16,000,000
	公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	45,000,000
	京阪本線連続立体交差事業	100,538,862
	連続立体交差事業関連まちづくり事業	33,560,000
	下水道事業会計への負担金	580,100,000
	牧野長尾線整備事業	108,581,000
	中振交野線整備事業	17,116,000
	御殿山小倉線整備事業	808,650,000
	長尾杉線整備事業	952,744,657
	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	870,761,000
	枚方市駅周辺再整備調査設計等事業	30,064,000
	学校空調設備整備事業	848,730,000
	施設改善維持補修経費	1,075,086,000
	トイレ改善事業	1,377,000,000
	児童・生徒等の健康管理事業	61,650,000
	学校空調設備整備事業	19,141,000
	施設改善維持補修経費	495,606,000
	トイレ改善事業	838,000,000
児童・生徒等の健康管理事業	29,250,000	
特別史跡百済寺跡再整備事業	54,340,000	
野外活動センター管理運営経費	-	
施設設備整備工事	104,000,000	
中学校給食における全員給食実施事業	11,000,000	

(単位：円)

繰越理由	事業完了予定
資材の調達に期間を要したため。	6年 3月
入札不調により工期を変更したため。	6年 1月
事業の完了に期間を要したため。	5年 5月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 12月
国の令和4年度第2次補正に伴い、事業化を行ったため。	6年 3月
国の令和4年度第2次補正に伴い、事業化を行ったため。	6年 3月
資材の調達に期間を要したため。	5年 6月
資材の調達に期間を要したため。	6年 1月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 5月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 6月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 2月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 5月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 5月
制度利用者の工事に要する時間が長期化し、3月末までの転入及び申請が困難なため。	6年 3月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 12月
関係者との協議に期間を要したため。	6年 3月
関係機関との協議に期間を要したため。	6年 3月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため、及び関係者との協議に期間を要したため。	6年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 5月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため、及び関係者との協議に期間を要したため。	6年 3月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため、及び関係者との協議に期間を要したため。	6年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 9月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 9月
入札不調により工期を変更したため。	5年 12月
令和5年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
令和5年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
入札不調により工期を変更したため。	5年 12月
令和5年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
令和5年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
令和5年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	6年 3月
支払手法を変更したため。	6年 3月
支払手法を変更したため。	6年 3月
事業の完了に期間を要したため。	5年 9月

	事業名	翌年度繰越額
報告第5号 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	建設改良事業	218,066,000
報告第6号 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	配水支管更新事業	142,980,397
	中宮浄水場更新事業（PPP・PFI）	432,000,000
	送配水管更生事業	321,254,423
	送配水管更新事業	83,291,594
	津田低区配水場耐震化事業	444,871,000
	都市計画道路内里高野道線整備関連事業	140,306,600
	北中振他配水管整備事業	2,000,000
報告第7号 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について	施設改良事業	2,365,000
報告第8号 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	汚水公共下水道整備事業	132,000,000
	雨水公共下水道整備事業	71,000,000
	汚水改良事業	19,900,000
	雨水改良事業	456,480,000
	流域下水道建設負担金	21,830,426
報告第9号 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	汚水公共下水道未普及地区整備事業	15,159,684
	楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業	622,521,702

繰越理由	事業完了予定
補修部品の確保及び関係者との協議に時間を要したため。	5年 7月
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
事業完了検査において、成果品に不足・不備があり不合格とし、その修補を指示したため。	5年 4月
関係者との協議に時間を要したため。	5年 9月
関係者との協議に時間を要したため。	5年 9月
関係者との協議に時間を要したため。	5年 7月
関係者との協議に時間を要したため。	6年 3月
関係機関の事業が未完了のため。	5年 8月
継続費の通次繰越分	
関係機関との協議に時間を要したため。	5年 6月

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（2件）

専決第3号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年(2023年)5月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

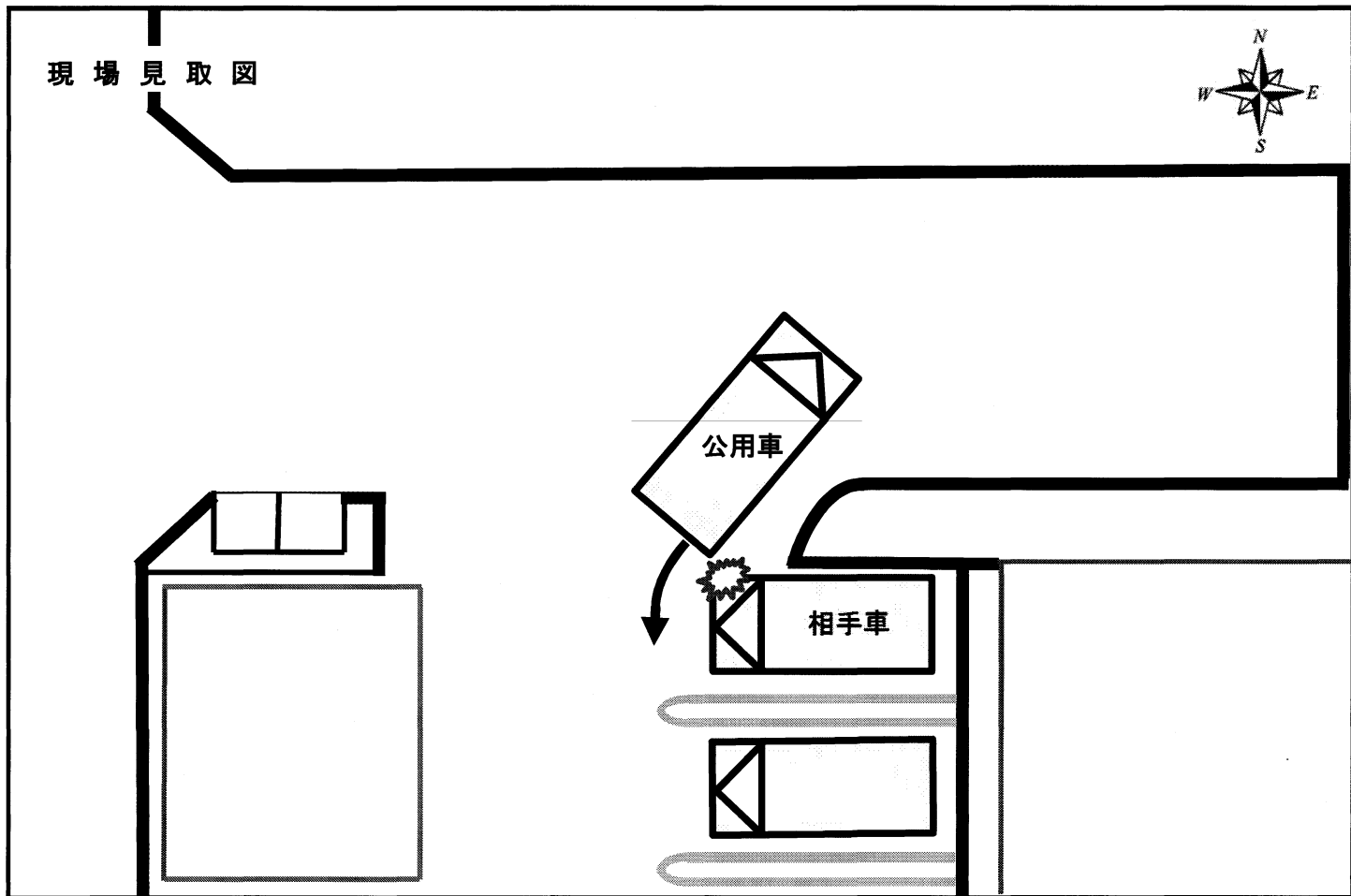
1. 賠償の額 金 184,459円

2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年1月16日午前10時ごろ、本市環境部ごみ減量推進課職員辻博一が公用車(軽貨物車・大阪480ふ4931)を運転し、田口2丁目の道路に進入したところ、前方が行き止まりであったため、隣接のハイツ敷地内の駐車場で方向転回のためバックで進入した際、同駐車場内に駐車していた枚方市在住者所有の小型乗用車の右前方部に接触し、同車が損傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金184,459円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



専決第4号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）5月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

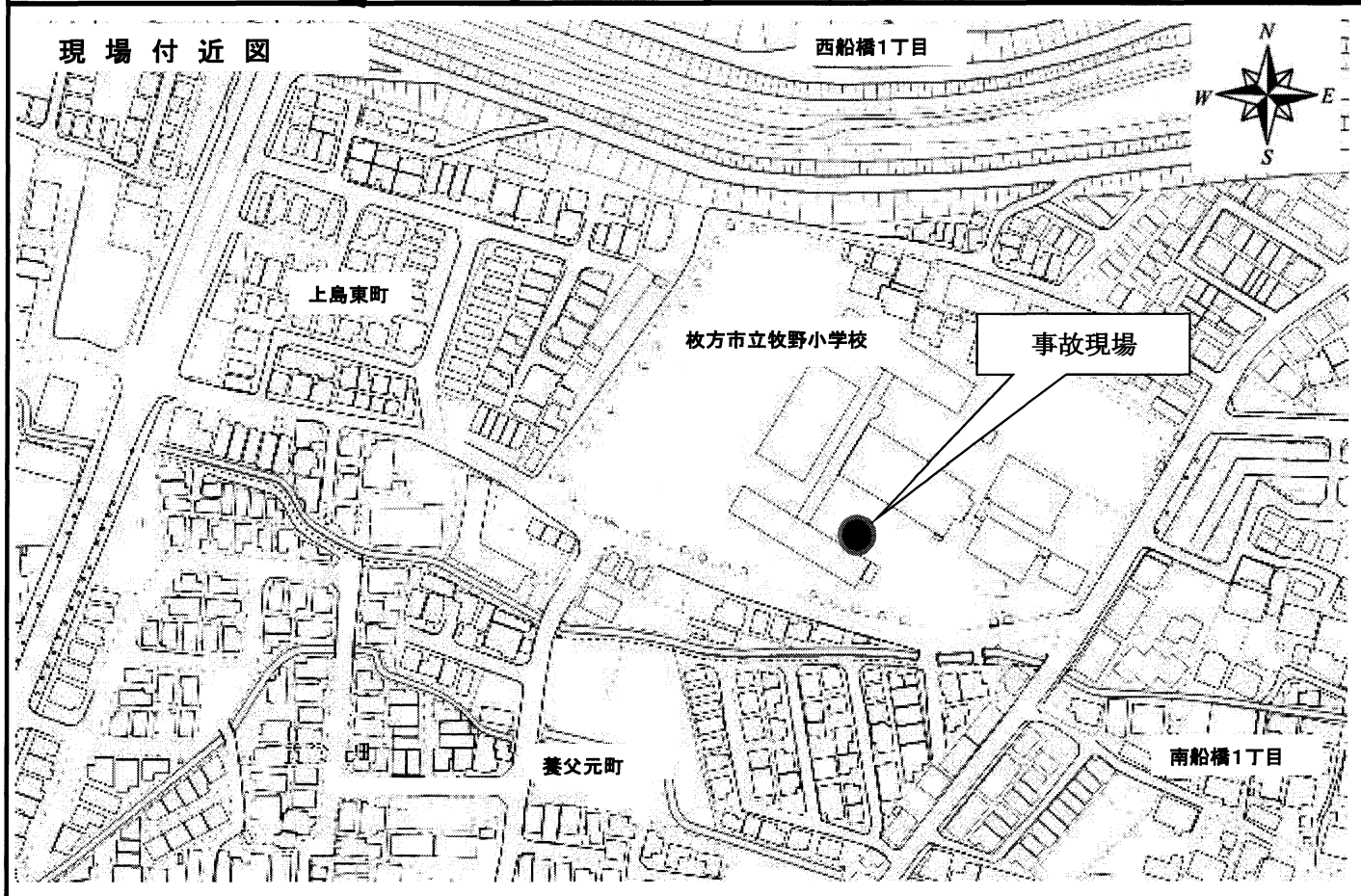
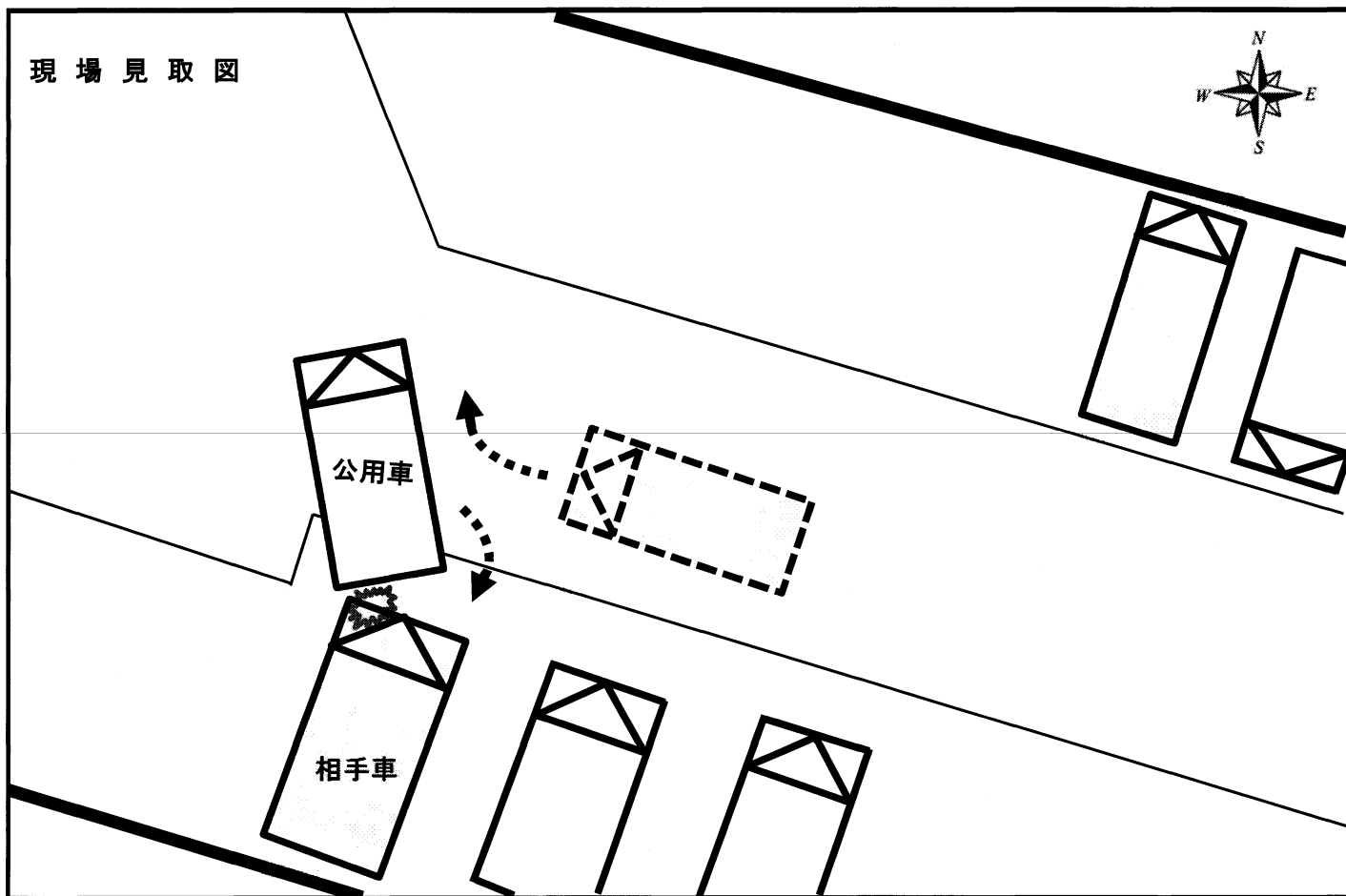
1. 賠償の額 金 94,193円

2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年3月27日午後2時30分ごろ、本市都市整備部設備課職員森秀昭が公用車（軽乗用車・大阪581た8183）を運転し、牧野小学校の設備調査のため、同小学校の駐車スペースに駐車しようとした際、枚方市在住者所有の小型乗用車の左前方部に接触し、同車が損傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金94,193円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,716,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		38,586,433	68,124	38,654,557
	(2) 国庫補助金	10,805,042	68,124	10,873,166
16. 府支出金		16,811,959	147,364	16,959,323
	(2) 府補助金	4,815,015	147,364	4,962,379
19. 繰入金		5,110,497	70,522	5,181,019
	(1) 基金繰入金	4,982,662	70,522	5,053,184
20. 諸収入		1,680,644	4,667	1,685,311
	(5) 雑入	1,221,870	4,667	1,226,537
21. 市債		11,683,900	8,500	11,692,400
	(1) 市債	11,683,900	8,500	11,692,400
歳入合計		162,416,934	299,177	162,716,111

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		11,133,432	70,539	11,203,971
	(1) 総務管理費	7,800,109	16,384	7,816,493
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,249,130	54,155	1,303,285
3. 民生費		77,620,474	202,315	77,822,789
	(1) 社会福祉費	33,236,614	150,691	33,387,305
	(2) 児童福祉費	30,677,039	45,354	30,722,393
	(3) 生活保護費	13,692,747	6,270	13,699,017
6. 商工費		1,020,722	4,536	1,025,258
	(1) 商工費	1,020,722	4,536	1,025,258
7. 土木費		21,217,257	4,667	21,221,924
	(2) 道路橋梁費	3,641,304	4,667	3,645,971
9. 教育費		13,796,699	17,120	13,813,819
	(1) 教育総務費	4,376,372	17,120	4,393,492
歳 出 合 計		162,416,934	299,177	162,716,111

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
私立保育所等施設整備補助金	令和5年度から 令和6年度まで	333,157	令和5年度から 令和6年度まで	366,133
合 計	/	(7,000,000)	/	(7,000,000)
		5,679,557		5,712,533

()書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
私立保育園施設整備事業	170,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
合計	11,683,900						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法	補		正 後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	178,500	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	11,692,400							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	38,586,433	68,124	38,654,557		
(項)					
(2) 国庫補助金	10,805,042	68,124	10,873,166		
1. 総務費国庫補助金	2,298,970	54,155	2,353,125	1. 総務費補助金	54,155
2. 民生費国庫補助金	2,234,522	13,969	2,248,491	1. 児童福祉費補助金	10,834
				6. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,135
(款)					
16. 府支出金	16,811,959	147,364	16,959,323		
(項)					
(2) 府補助金	4,815,015	147,364	4,962,379		
2. 民生費府補助金	3,541,285	147,364	3,688,649	2. 老人福祉費補助金	147,364
(款)					
19. 繰入金	5,110,497	70,522	5,181,019		
(項)					
(1) 基金繰入金	4,982,662	70,522	5,053,184		
1. 基金繰入金	4,982,662	70,522	5,053,184	1. 基金繰入金	70,522
(款)					
20. 諸収入	1,680,644	4,667	1,685,311		
(項)					
(5) 雑入	1,221,870	4,667	1,226,537		
1. 雑入	1,221,870	4,667	1,226,537	1. 雑入	4,667
(款)					
21. 市債	11,683,900	8,500	11,692,400		
(項)					
(1) 市債	11,683,900	8,500	11,692,400		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 個人番号カード交付事務費補助金	54,155	1. 個人番号カード交付事務費補助金	54,155
10. 保育所等整備交付金	10,834	1. 保育所等整備交付金	10,834
1. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,135	2. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,135
3. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	121,654	1. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	121,654
5. 高齢者施設等施設内療養体制確保事業費補助金	25,710	2. 高齢者施設等施設内療養体制確保事業費補助金	25,710
21. 財政調整基金繰入金	70,522	1. 財政調整基金繰入金	70,522
68. その他雑入	4,667	1. その他雑入	4,667

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2. 民 生 債	303,100	8,500	311,600	1. 民 生 債	8,500
歳 入 合 計	162,416,934	299,177	162,716,111		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 民生債	8,500	1. 民生債 8,500 (1) 私立保育園施設整備事業 8,500

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 総 務 費	11,133,432	70,539	11,203,971	54,155	-	-	16,384
(項)							
(1) 総務管理費	7,800,109	16,384	7,816,493	-	-	-	16,384
19. 北部支所費	39,393	8,500	47,893	-	-	-	8,500
24. 人権施策推進事業費	20,522	7,884	28,406	-	-	-	7,884
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,249,130	54,155	1,303,285	54,155	-	-	-
1. 戸籍住民基本台帳費	1,240,573	54,155	1,294,728	54,155	-	-	-
(款)							
3. 民 生 費	77,620,474	202,315	77,822,789	161,333	8,500	-	32,482
(項)							
(1) 社会福祉費	33,236,614	150,691	33,387,305	147,364	-	-	3,327
2. 老人福祉費	2,759,893	147,364	2,907,257	147,364	-	-	-
8. 国民健康保険費	3,822,163	3,327	3,825,490	-	-	-	3,327
(項)							
(2) 児童福祉費	30,677,039	45,354	30,722,393	10,834	8,500	-	26,020
2. 保育所費	15,257,942	21,484	15,279,426	10,834	8,500	-	2,150

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 8,500	1. 委 託 料 8,500	1. 支所管理経費 8,500 (1) 各種委託料 8,500 ア. 駐車場交通誘導警備委託料
1. 報 酬 6,160	2. 委員報酬 6,160	1. 人 件 費 6,160 (1) いじめ問題再調査委員会委員 6,160
10. 需 用 費 1,075	4. 印刷製本費 1,075	2. いじめ対策事業経費 1,084 印 1,075 通 9
11. 役 務 費 9	1. 通信運搬費 9	3. 事務経費 640 委 640
12. 委 託 料 640	1. 委 託 料 640	
12. 委 託 料 54,155	1. 委 託 料 54,155	1. 社会保障・税番号制度関係事務経費 54,155 委 54,155
18. 負担金補助及び 交付金 147,364	2. 補 助 金 147,364	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 147,364 (1) 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助 金 147,364
27. 繰 出 金 3,327	1. 繰 出 金 3,327	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 3,327 (1) 事務費等分 3,327
18. 負担金補助及び 交付金 21,484	2. 補 助 金 21,484	1. 私立保育所等経費 21,484 (1) 各種補助金 21,484

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 母子・父子福祉費	48,825	23,870	72,695	-	-	-	23,870
(項)							
(3)生活保護費	13,692,747	6,270	13,699,017	3,135	-	-	3,135
1.生活保護総務費	640,216	6,270	646,486	3,135	-	-	3,135
(款)							
6.商工費	1,020,722	4,536	1,025,258	-	-	-	4,536
(項)							
(1)商工費	1,020,722	4,536	1,025,258	-	-	-	4,536
2.商工業振興費	870,966	4,536	875,502	-	-	-	4,536
(款)							
7.土木費	21,217,257	4,667	21,221,924	-	-	4,667	-
(項)							
(2)道路橋梁費	3,641,304	4,667	3,645,971	-	-	4,667	-
4.交通対策費	678,047	4,667	682,714	-	-	4,667	-
(款)							
9.教育費	13,796,699	17,120	13,813,819	-	-	-	17,120
(項)							
(1)教育総務費	4,376,372	17,120	4,393,492	-	-	-	17,120
3.教育研究費	1,336,819	17,120	1,353,939	-	-	-	17,120
歳 出 合 計	162,416,934	299,177	162,716,111	215,488	8,500	4,667	70,522

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		ア. 施設整備補助金 21,484
27. 繰 出 金 23,870	1. 繰 出 金 23,870	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計への繰出金 23,870 (1) 事務費等分 23,870
12. 委 託 料 6,270	1. 委 託 料 6,270	1. 生活保護システム運用経費 6,270 委 6,270
18. 負担金補助及び 交付金 4,536	2. 補 助 金 4,536	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 4,536 (1) 新型コロナウイルス感染症関係制度融資信用保証料補給金 4,536 補 4,536
21. 補償補填及び賠償 金 4,667	3. 賠 償 金 4,667	1. 有料自転車駐車場管理運営経費 4,667 (1) 諸 経 費 4,667 賠 4,667
1. 報 酬 15,840	2. 委員報酬 15,840	1. 人 件 費 15,840 (1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員 15,840
12. 委 託 料 1,280	1. 委 託 料 1,280	2. いじめ問題対策事業経費 1,280 委 1,280

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考 [其 他 の 手 当 の 内 訳]	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 前	長 等	6	-	57,600	26,257 (3.3月分)	5,761	26,553	116,171	16,176	132,347	通 退 921 25,632
	議 員	32	257,925	-	114,619 (4.4月分)	-	-	372,544	72,287	444,831	
	そ の 他 の 特 別 職	2,601	275,856	-	-	-	-	275,856	470	276,326	
	計	2,639	533,781	57,600	140,876	5,761	26,553	764,571	88,933	853,504	
補 正 額	長 等	-	-	-	- (-月分)	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	- (-月分)	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 特 別 職	7	22,000	-	-	-	-	22,000	-	22,000	
	計	7	22,000	-	-	-	-	22,000	-	22,000	
補 正 後	長 等	6	-	57,600	26,257 (3.25月分)	5,761	26,553	116,171	16,176	132,347	通 退 921 25,632
	議 員	32	257,925	-	114,619 (4.3月分)	-	-	372,544	72,287	444,831	
	そ の 他 の 特 別 職	2,608	297,856	-	-	-	-	297,856	470	298,326	
	計	2,646	555,781	57,600	140,876	5,761	26,553	786,571	88,933	875,504	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
私立保育所等施設整備補助金 (令和5年度設定分)	補正前	333,157	-	-
	補正額	32,976		-
	補正後	366,133	-	-
合 計	補正前	85,407,953		31,854,199
	補正額	32,976		-
	補正後	85,440,929		31,854,199

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
6	333,157	184,506	-	118,900	-	29,751
	32,976	18,237	-	11,700	-	3,039
6	366,133	202,743	-	130,600	-	32,790
	53,553,754	5,185,451	2,166,084	12,308,900	2,771,134	31,122,185
	32,976	18,237	-	11,700	-	3,039
	53,586,730	5,203,688	2,166,084	12,320,600	2,771,134	31,125,224

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	45,119,048	52,419,885	8,783,900	5,588,033	55,615,752
	補正額	-	-	8,500	-	8,500
	補正後	45,119,048	52,419,885	8,792,400	5,588,033	55,624,252
(1) 総 務	補正前	10,026,903	9,611,900	279,100	613,869	9,277,131
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	10,026,903	9,611,900	279,100	613,869	9,277,131
(2) 民 生	補正前	2,270,092	2,166,463	303,100	189,362	2,280,201
	補正額	-	-	8,500	-	8,500
	補正後	2,270,092	2,166,463	311,600	189,362	2,288,701
(3) 衛 生	補正前	5,262,989	5,371,517	877,300	884,356	5,364,461
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	5,262,989	5,371,517	877,300	884,356	5,364,461
(4) 農林水産業	補正前	-	570	-	43	527
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	-	570	-	43	527
(5) 商 工	補正前	97,150	178,250	15,000	13,276	179,974
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	97,150	178,250	15,000	13,276	179,974
(6) 土 木	補正前	13,015,567	17,424,930	6,016,000	1,947,685	21,493,245
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	13,015,567	17,424,930	6,016,000	1,947,685	21,493,245
(7) 消 防	補正前	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
(8) 教 育	補正前	13,425,587	16,779,529	1,293,400	1,663,415	16,409,514
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	13,425,587	16,779,529	1,293,400	1,663,415	16,409,514
2. そ の 他	補正前	68,565,903	65,908,639	2,900,000	5,914,172	62,894,467
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	68,565,903	65,908,639	2,900,000	5,914,172	62,894,467
(1) 地 方 税 等 減 収 補 填 債	補正前	279,330	253,943	-	22,344	231,599
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	279,330	253,943	-	22,344	231,599
(2) 住 民 税 等 減 税 補 填 債	補正前	626,262	402,877	-	174,104	228,773
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	626,262	402,877	-	174,104	228,773
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	67,660,311	65,251,819	2,900,000	5,717,724	62,434,095
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	67,660,311	65,251,819	2,900,000	5,717,724	62,434,095
合 計	補正前	113,684,951	118,328,524	11,683,900	11,502,205	118,510,219
	補正額	-	-	8,500	-	8,500
	補正後	113,684,951	118,328,524	11,692,400	11,502,205	118,518,719

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	6,160	64,379	-	-	-	70,539
(3)民生費	-	6,270	-	-	196,045	202,315
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	4,536	4,536
(7)土木費	-	-	-	-	4,667	4,667
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	15,840	1,280	-	-	-	17,120
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	22,000	71,929	-	-	205,248	299,177
現計予算の内訳	21,244,002	33,327,057	2,614,054	6,957,626	98,274,195	162,416,934
総計	21,266,002	33,398,986	2,614,054	6,957,626	98,479,443	162,716,111
総計の構成比 (%)	13.1	20.5	1.6	4.3	60.5	100.0

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 37,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,378,226千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 府支出金		28,333,254	33,899	28,367,153
	(1) 府補助金	28,333,254	33,899	28,367,153
4. 繰入金		3,822,163	3,327	3,825,490
	(1) 一般会計繰入金	3,822,163	3,327	3,825,490
歳入合計		41,341,000	37,226	41,378,226

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	28,333,254	33,899	28,367,153		
(項)					
(1) 府補助金	28,333,254	33,899	28,367,153		
1. 保険給付費等交付金	28,298,683	33,899	28,332,582	2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	33,899
(款)					
4. 繰入金	3,822,163	3,327	3,825,490		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,822,163	3,327	3,825,490		
1. 一般会計繰入金	3,822,163	3,327	3,825,490	4. 事務費等分繰入金	3,327
歳 入 合 計	41,341,000	37,226	41,378,226		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 特別調整交付金分 (市町村向け)	33,899	1. 特別調整交付金分 (市町村向け)	33,899
1. 事務費等分繰入金	3,327	1. 事務費等分繰入金	3,327

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	632,388	37,226	669,614	33,899	-	-	3,327
(項)							
(1) 総務管理費	595,600	37,226	632,826	33,899	-	-	3,327
1. 一般管理費	587,899	37,226	625,125	33,899	-	-	3,327
歳 出 合 計	41,341,000	37,226	41,378,226	33,899	-	-	3,327

(単位：千円)

節	細節	概	要	説	明
区分	区分				
金額	金額				
12. 委託料 37,226	1. 委託料 37,226	1. 国民健康保険事務処理標準システム事業経費 委 37,226			37,226

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 23,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年(2023年)6月8日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		63,999	23,870	87,869
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	63,999	23,870	87,869
歳 出	合 計	64,000	23,870	87,870

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 繰入金	2,014	23,870	25,884		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	2,014	23,870	25,884		
1. 一般会計繰入金	2,014	23,870	25,884	1. 事務費等分繰入金	23,870
歳入合計	64,000	23,870	87,870		

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 事務費等分繰入金	23,870

概 要 説 明	
1. 事務費等分繰入金	23,870

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	63,999	23,870	87,869	-	-	-	23,870
(項)							
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	63,999	23,870	87,869	-	-	-	23,870
2. 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	2,799	23,870	26,669	-	-	-	23,870
歳 出 合 計	64,000	23,870	87,870	-	-	-	23,870

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
12. 委託料 23,870	1. 委託料 23,870		1. 各種委託料 (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付システム構築委託料	23,870

議案第 13 号

枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について

次のとおり枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会を設置するため。

枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 臨床心理に関する専門的知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 委員会の会議への出席 日額22,000円
- (2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。ただし、副委員長については、委員長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、教育委員会）が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(会議の非公開等)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(関係者に対する協力要請)

第10条 委員会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

2 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表2の表枚方市学校いじめ対策審議会の項中

(1) 枚方市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策を実効的に行うための調査審議

(2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査

を

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議

に改める。

（枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の枚方市附属機関条例別表2の表に規定する枚方市学校いじめ対策審議会に諮問されている事項については、この条例の施行後も、同表に規定する枚方市学校いじめ対策審議会において調査審議する。

議案第 14 号

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係る特殊勤務手当に関する
特別措置条例の廃止について

次のとおり新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係る特殊勤務手当に関する特別措置条例を廃止するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 新型コロナウイルス感染症に係る感染症等対策業務手当の支給に関する特別措置を廃止するため。

枚方市条例第 号

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係る特殊勤務手当に関する特別措置条例
を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係る特殊勤務手当に関する特別措置条例（令
和2年枚方市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例の一部改正について

次のとおり市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 株式会社エフエムひらかたの解散に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例の一部を改正する条例

市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例（平成24年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「次に掲げるもの」を「公益財団法人枚方市スポーツ協会」に改め、本則各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号参考資料

市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、<u>公益財団法人枚方市スポーツ協会</u>とする。</p>	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、<u>次に掲げるもの</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>公益財団法人枚方市スポーツ協会</u>(2) <u>株式会社エフエムひらかた</u>

議案第 16 号

枚方市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正について

次のとおり枚方市いじめ問題再調査委員会条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 委員の報酬を見直すため。

枚方市いじめ問題再調査委員会条例の一部を改正する条例

枚方市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「委員会」を「合議体」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員会は、合議体の議決をもって委員会の議決とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（委員の報酬）

第5条 委員の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 合議体の会議への出席 日額22,000円

(2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号参考資料

枚方市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（委員の報酬）</u></p> <p><u>第5条 委員の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 合議体の会議への出席 日額22,000円</u></p> <p><u>(2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>（会議）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 委員会は、合議体の議決をもって委員会の議決とする。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、合議体の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。</u></p> <p>第8条 [略]</p> <p>（関係者に対する協力要請）</p> <p><u>第9条 合議体は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、合議体の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>（関係者に対する協力要請）</p> <p><u>第8条 委員会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p>

議案第 17 号

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 固定資産税の特例の割合を定めるため。
- 2 軽自動車税の税率等の特例を見直すため。
- 3 森林環境税の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条中「及び府民税額」を「、個人の府民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第37条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第39条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を

「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第44条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第44条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第46条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第91条第1号ニ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第107条第1項及び第5項並びに第110条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第11条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第13条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「0」を「3分の1」に改める。

附則第14条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第32条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項、第39項、第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35項、第38項、第39項、第43項」に、「第44項」を「第46項」に改める。

附則第37条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附則第37条の5第3項を削る。

附則第37条の6第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「6,900円」とあるのは、」を「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「6,900円」とあるのは、」を「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第38条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第41条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第52条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第91条第1号ニの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の枚方市税条例（以下「新条例」という。）附則第38条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第25条の2第2項並びに第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第38条第3項の改正規定並びに次条第1項及び附則第4条第1項（新条例附則第38条第3項に係る部分に限る。）の規定 令和6年1月1日
- (3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の枚方市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第91条第1号ニ及び附則第38条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の

例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の枚方市税条例附則第37条の2及び第37条の5第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第37条の6の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 [略]</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がない</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>5 <u>給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、</u></p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>）</p> <p>第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第52条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第34条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第37条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払</p>	<p>「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の<u>方法</u>）</p> <p>第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第52条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第34条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の合算額（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第37条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の</p>	<p>を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>方法により徴収するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、</p>	<p>通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から</p>	<p>は、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者か</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に</p>	<p>ら市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者</p>	<p>によって徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項に規定する申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、</p>	<p>者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項に規定する申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して<u>施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 [略]</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して<u>施行規則第22号の4様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 [略]</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第22号の4様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3・4 [略]</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 イ～ハ [略] ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>（たばこ税の申告納付の手續）</p> <p>第107条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第105条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造た</p>	<p>3・4 [略]</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 イ～ハ [略] ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>（たばこ税の申告納付の手續）</p> <p>第107条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第105条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造た</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第105条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第110条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第110条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u></p>	<p>ばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第105条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第110条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第110条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によって納付し</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第11条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（読替規定）</p> <p>第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第11条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（読替規定）</p> <p>第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法附則第15条第14項</u>本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法附則第15条第15項</u>本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>19 [略]</p> <p>20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>	<p>13 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>19 [略]</p> <p>20 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、<u>0</u>とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p> <p>（読替規定）</p> <p>第32条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p> <p>（読替規定）</p> <p>第32条 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項、第39項、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第37条の2</p> <p>市長は、当分の間、第89条の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第37条の5 [略] 2 [略]</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第37条の6 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第37条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第37条の5第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、<u>軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>2 市長は、当分の間、第89条の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第37条の5 [略] 2 [略] 3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第89条の3（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第37条の6 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条第2号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。</p>	<p>から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条第2号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「3,800円」とあるのは「1,900円」と、「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」と、「10,800円」とあるのは「8,100円」と、「3,800円」とあるのは「2,900円」と、「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第91条第2号イの規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」とする。</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「3,800</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 <u>法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第38条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に</p>	<p>円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。</p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「6,900円」とあるのは、「3,500円」とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「6,900円」とあるのは、「5,200円」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第38条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第41条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優</p>	<p>において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第41条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第52条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事（市長が指定するものを除く。）の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>	<p>良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第52条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事（市長が指定するものを除く。）の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>

議案第 18 号

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立生涯学習交流センターの管理運営について必要な事項を定めるため。

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例

第1条 枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表枚方市立楠葉生涯学習市民センターの項の次に次のように加える。

枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町2番地4
----------------	------------

第18条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 枚方市立生涯学習交流センター

別表中9の表を10の表とし、2の表から8の表までを1表ずつ繰り下げ、1の表の次に次の1表を加える。

2 枚方市立生涯学習交流センター

その1 第2集会室等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
第2集会室	500円	500円	500円
第3集会室	500	500	500
第4集会室	1,000	1,200	1,000
大集会室	1,800	2,100	1,800
和室	400	500	400
フリールーム	300	400	300

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その2 第1集会室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第1集会室	400円	400円	400円	400円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

金額			
----	--	--	--

施 設 名	午 前	午 後 A	午 後 B
		午前 9 時から午前11 時30分まで	午前11時45分から午 後 2 時15分まで
第 1 集会室	300円	300円	300円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

第2条 枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表枚方市立サンプラザ生涯学習市民センターの項を削る。

別表中3の表を削り、4の表を3の表とし、5の表から10の表までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和7年6月30日までの間において規則で定める日
- (2) 附則第3項の規定 公布の日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和7年6月30日までの間において規則で定める日までの間は、枚方市立生涯学習交流センターの休館日とする。

(枚方市立消費生活センター条例及び枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 枚方市立消費生活センター条例及び枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例(令和3年枚方市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

枚方市立消費生活センター条例の一部を改正する条例

第1条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

新 (改正後)	旧 (現 行)																		
<p>[第1条関係] (名称、位置等)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立楠葉生涯学習市民センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立生涯学習交流センター</td> <td>枚方市岡東町2番地4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>枚方市立生涯学習情報プラザ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第18条 次に掲げるセンターの管理は、法人その他の団体であって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 枚方市立生涯学習交流センター</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	名 称	位 置	枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]	枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町2番地4	~~~~~		枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]	<p>[第1条関係] (名称、位置等)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立楠葉生涯学習市民センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>枚方市立生涯学習情報プラザ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第18条 次に掲げるセンターの管理は、法人その他の団体であって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	名 称	位 置	枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]	~~~~~		枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]
名 称	位 置																		
枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]																		
枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町2番地4																		
~~~~~																			
枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]																		
名 称	位 置																		
枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]																		
~~~~~																			
枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]																		

新（改正後）	旧（現 行）																																																
<p>2・3 [略]</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p><u>2 枚方市生涯学習交流センター</u></p> <p><u>その1 第2集会室等の施設使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施 設 名</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から 午後0時30分 まで</td> <td>午後1時から 午後5時まで</td> <td>午後5時30分 から午後9時 まで</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>1,800</td> <td>2,100</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>フリールーム</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。</u></p> <p><u>その2 第1集会室の施設使用料</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び休日以外の使用</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午後A</th> <th>午後B</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	金 額			午 前	午 後	夜 間	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで	第2集会室	500円	500円	500円	第3集会室	500	500	500	第4集会室	1,000	1,200	1,000	大集会室	1,800	2,100	1,800	和 室	400	500	400	フリールーム	300	400	300		金 額				午 前	午後A	午後B	夜 間						<p>2・3 [略]</p> <p>別表（第9条関係）</p>
施 設 名		金 額																																															
		午 前	午 後	夜 間																																													
	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで																																														
第2集会室	500円	500円	500円																																														
第3集会室	500	500	500																																														
第4集会室	1,000	1,200	1,000																																														
大集会室	1,800	2,100	1,800																																														
和 室	400	500	400																																														
フリールーム	300	400	300																																														
	金 額																																																
	午 前	午後A	午後B	夜 間																																													

新（改正後）					旧（現 行）	
	施設名	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで	
	第1集会室	400円	400円	400円	400円	
備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。						
(2) 日曜日及び休日の使用						
	施設名	金 額				
		午 前	午後A	午後B		
		午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで		
	第1集会室	300円	300円	300円		
備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。						
3	[略]				2	[略]
4	[略]				3	[略]
5	[略]				4	[略]
6	[略]				5	[略]
7	[略]				6	[略]
8	[略]				7	[略]
9	[略]				8	[略]
10	[略]				9	[略]

新（改正後）	旧（現 行）																																	
<p>[第2条関係] （名称、位置等）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">枚方市立生涯学習交流センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">枚方市立生涯学習情報プラザ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第9条関係）</p>	名 称	位 置	[略]	[略]	枚方市立生涯学習交流センター	[略]	~~~~~		枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]	<p>[第2条関係] （名称、位置等）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">枚方市立生涯学習交流センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター</td> <td style="text-align: center;">枚方市岡東町12番3-502号及び508号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">枚方市立生涯学習情報プラザ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p><u>3 枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター</u></p> <p><u>その1 第2集会室等の施設使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午 前</th> <th style="text-align: center;">午 後</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後0時30分 まで</td> <td style="text-align: center;">午後1時から 午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">午後5時30分 から午後9時 まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]	[略]	枚方市立生涯学習交流センター	[略]	枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター	枚方市岡東町12番3-502号及び508号	~~~~~		枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]	施 設 名	金 額			午 前	午 後	夜 間	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで	
名 称	位 置																																	
[略]	[略]																																	
枚方市立生涯学習交流センター	[略]																																	
~~~~~																																		
枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]																																	
名 称	位 置																																	
[略]	[略]																																	
枚方市立生涯学習交流センター	[略]																																	
枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター	枚方市岡東町12番3-502号及び508号																																	
~~~~~																																		
枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]																																	
施 設 名	金 額																																	
	午 前	午 後	夜 間																															
午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで																																

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)				
	第 2 集会室	500円	500円	500円	
	第 3 集会室	1,000	1,200	1,000	
	第 4 集会室	500	500	500	
	視 聴 覚 室	1,800	2,100	1,800	
	和 室 1	400	500	400	
	和 室 2	300	400	300	
	備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。				
	その2 第1集会室の施設使用料				
	(1) 日曜日及び休日以外の使用				
	施 設 名	金 額			
午 前		午後A	午後B	夜 間	
午前9時 から正午 まで	午後0時 15分から 午後3時 まで	午後3時 15分から 午後6時 まで	午後6時 15分から 午後9時 まで		
第1集会室	400円	400円	400円	400円	
備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。					
(2) 日曜日及び休日の使用					
施 設 名	金 額				
	午 前	午後A	午後B		
午前9時から 午前11時30分	午前11時45分 から午後2時	午後2時30分 から午後5時			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）								
<p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>	<table border="1" data-bbox="1245 312 2056 416"> <thead> <tr> <th></th> <th>まで</th> <th>15分まで</th> <th>まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1集会室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p>		まで	15分まで	まで	第1集会室	300円	300円	300円
	まで	15分まで	まで						
第1集会室	300円	300円	300円						

議案第 19 号

枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について

次のとおり枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 休所日等を見直すため。
- 2 使用の許可の基準を見直すため。
- 3 特に収益が見込まれる場合における利用料金を定めるため。

枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

(枚方市立総合スポーツセンター条例の一部改正)

第1条 枚方市立総合スポーツセンター条例（昭和57年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「月曜日」を「第4月曜日」に改め、同項第3号を削る。

第7条第1項第3号中「陸上競技場については、」を削る。

第8条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。

(1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額

(2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金

5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。

第11条第1項第3号中「及び第2項第1号」を「又は第2項第1号のいずれか」に改める。

第15条中「する」を「とする」に改める。

(枚方市立市民体育館条例の一部改正)

第2条 枚方市立市民体育館条例（平成8年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「金曜日」を「第4金曜日」に改め、同項第3号を削る。

第7条第1項第3号中「図り、又は政治活動若しくは宗教活動を行うことを」を削り、「とき」の次に「（指定管理者が適当と認めた場合を除く。）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするとき。

第8条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定管理者は、体育館の施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。

(1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額

(2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金

5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額

が確定した日の翌日から起算して1月とする。

第11条第1項第3号中「及び」を「又は」に改める。

(枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部改正)

第3条 枚方市立伊加賀スポーツセンター条例（平成22年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「専ら」を削り、「とき」の次に「（指定管理者が適当と認めた場合を除く。）」を加える。

第9条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。

(1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額

(2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金

5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枚方市立総合スポーツセンター条例（以下「新総合スポーツセンター条例」という。）、第2条の規定による改正後の枚方市立市民体育館条例（以下「新市民体育館条例」という。）又は第3条の規定による改正後の枚方市立伊加賀スポーツセンター条例（以下「新伊加賀スポーツセンター条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る施設等（新総合スポーツセンター条例第3条第1号に規定するセンターの施設等、新市民体育館条例第3条第1号に規定する体育館の施設等又は新伊加賀スポーツセンター条例第3条第1号に規定するセンターの施設等をいう。以下同じ。）の使用の許可及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る施設等の使用の許可及び利用料金については、なお従前の例による。

議案第 19 号参考資料

枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[枚方市立総合スポーツセンター条例関係] (休所日等)</p> <p>第5条 センターの休所日は、次に掲げる日(テニスコートにあつては、第2号に定める日)とする。</p> <p>(1) <u>第4月曜日</u>(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 営利を目的として使用するとき(指定管理者が適当と認めた場合を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[枚方市立総合スポーツセンター条例関係] (休所日等)</p> <p>第5条 センターの休所日は、次に掲げる日(テニスコートにあつては、第2号に定める日)とする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u>(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>6月及び12月の第1火曜日</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 営利を目的として使用するとき(<u>陸上競技場については、</u>指定管理者が適当と認めた場合を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) <u>附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金</u></p> <p><u>5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 市長は、第6項の承認を行つたときは、その旨を公示するものとする。</u></p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第7条第1項各号又は第2項第1号のいずれかに該当することとなつたとき。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 市長は、第4項の承認を行つたときは、その旨を公示するものとする。</u></p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第7条第1項各号及び第2項第1号に該当することとなつたとき。</u></p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(職員の配置)</p> <p>第15条 市長は、指定管理者をしてセンターに所長その他センターの管理に必要な者を置かせるものとする。</p> <p>[枚方市立市民体育館条例関係]</p> <p>(休館日等)</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>第4金曜日</u>（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>営利を目的とするとき（指定管理者が適当と認めた場合を除く。）。</u></p> <p>(4) <u>政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員の配置)</p> <p>第15条 市長は、指定管理者をしてセンターに所長その他センターの管理に必要な者を置かせるもの<u>する</u>。</p> <p>[枚方市立市民体育館条例関係]</p> <p>(休館日等)</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>金曜日</u>（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>6月及び12月の第1木曜日</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>営利を<u>図り</u>、又は政治活動若しくは宗教活動を行うことを目的とするとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 指定管理者は、体育館の施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) <u>附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金</u></p> <p><u>5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 市長は、第6項の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 市長は、第4項の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。</u></p>
<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第7条第1項各号<u>又は</u>第2項第1号のいずれかに該当することとな</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第7条第1項各号<u>及び</u>第2項第1号のいずれかに該当することとな</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ったとき。</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市立伊加賀スポーツセンター条例関係] (使用の許可の基準)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>営利を図る活動に該当すると認めるとき（指定管理者が適当と認めた場合を除く。）。</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略] (利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) <u>附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金</u></p>	<p>ったとき。</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市立伊加賀スポーツセンター条例関係] (使用の許可の基準)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>専ら</u>営利を図る活動に該当すると認めるとき。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略] (利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>5 <u>前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 市長は、<u>第6項</u>の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。</p>	<p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 市長は、<u>第4項</u>の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。</p>

議案第 20 号

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 こども家庭庁設置法等の施行に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「者として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、必要な読替は、規則で定める。

第45条第1項中「者として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第114条第3項中「として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

附則第2項及び第3項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第29条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第40条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第

1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第34条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第36条第2項及び第38条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第43条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
 主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章及び第13章において「指定居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章及び第13章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに、従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。)を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。<u>この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</u></p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この</p>	<p>[枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章及び第13章において「指定居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章及び第13章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに、従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに、従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。）を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（利用者負担額に係る管理）</p> <p>第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところによ</p>	<p>節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに、従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（利用者負担額に係る管理）</p> <p>第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>り算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第114条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものでなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生</p>	<p>により算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第114条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>3 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第29条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の2第1項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生</p>	<p>活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>3 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第29条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の2第1項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第27条の2第2項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第40条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p> <p>[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第27条の2第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第40条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p> <p>[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを</p>	<p>[枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 [略]</p>	<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、枚方市児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p>	<p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、枚方市児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型</p>	<p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、地域型保育事業基準条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等</u>（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超え</p>	<p>保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、地域型保育事業基準条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等</u>（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>る場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業基準条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、</p>	<p>を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業基準条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「<u>第19条第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、</p>	<p>ては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「<u>第19条第1項第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「<u>同号又は同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業基準条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業基準条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]</p> <p>（教育及び保育の内容に関する計画）</p> <p>第15条 認定こども園は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]</p> <p>（教育及び保育の内容に関する計画）</p> <p>第15条 認定こども園は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>的な計画を作成しなければならない。</p> <p>[枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (従業者の配置の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合（規則で定める場合を除く。）には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>的な計画を作成しなければならない。</p> <p>[枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (従業者の配置の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合（規則で定める場合を除く。）には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

議案第 21 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市総合交通計画推進協議会を廃止するため。

枚方市条例第 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表1の表枚方市総合交通計画推進協議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市生活 保護受給者 等就労支援 事業者選定 審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市生活 保護受給者 等就労支援 事業者選定 審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市総合 交通計画推 進協議会					枚方市総合 交通計画推 進協議会	枚方市総合交通計画の推 進及び改定に関する調査 審議	24人以 内	(1) 学識経験を有する 者 (2) 市民団体又は関係 団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職 員 (4) 公募による市民	
枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]	

議案第 22 号

枚方市立図書館条例の一部改正について

次のとおり枚方市立図書館条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立市駅前図書館を設置するため。

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例

枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4
------------	------------

第6条第2項中「前項各号に掲げる図書館」を「枚方市立中央図書館」に、「に限る」を「を除く」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月31日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 475 1099 694"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立津田図書館</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立市駅前図書館</td> <td>枚方市岡東町2番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務（<u>枚方市立中央図書館に係るものを除く。</u>）を行うものとする。</p>	名 称	位 置	枚方市立津田図書館	[略]	枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 475 2056 644"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立津田図書館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務（<u>前項各号に掲げる図書館に係るものに限る。</u>）を行うものとする。</p>	名 称	位 置	枚方市立津田図書館	[略]
名 称	位 置										
枚方市立津田図書館	[略]										
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4										
名 称	位 置										
枚方市立津田図書館	[略]										

議案第23号

令和5年度東部清掃工場定期補修工事請負契約締結について

次のとおり令和5年度東部清掃工場定期補修工事請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 大阪市北区曾根崎2丁目12番7号
川崎重工業株式会社 関西支社
支社長 田坂 秀樹
3. 契約金額 金 509,300,000円
4. 契約保証金 契約金額の10%相当額
5. 工事名 令和5年度東部清掃工場定期補修工事
6. 施工場所 枚方市大字尊延寺2949番地
7. 工期 本契約締結日から令和6年3月15日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

随意契約（工事） 執行調書

名称	令和5年度東部清掃工場定期補修工事				
受注者名	川崎重工業（株） 関西支社				
業務区分	工事				
契約金額 (内消費税額)	金 509,300,000 円		(金 46,300,000 円)		
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和 6年 3月15日
			見積日	令和 5年 5月 8日 12時0分	
※予定価格 (単位：円)	503,229,000		※最低制限価格 (単位：円)	適用しない	
見 積 状 況	参加業者名	第1回目 見積書記載金額	第2回目 見積書記載金額	第3回目 見積書記載金額	備 考
	川崎重工業（株） 関西支社	463,000,000			決定

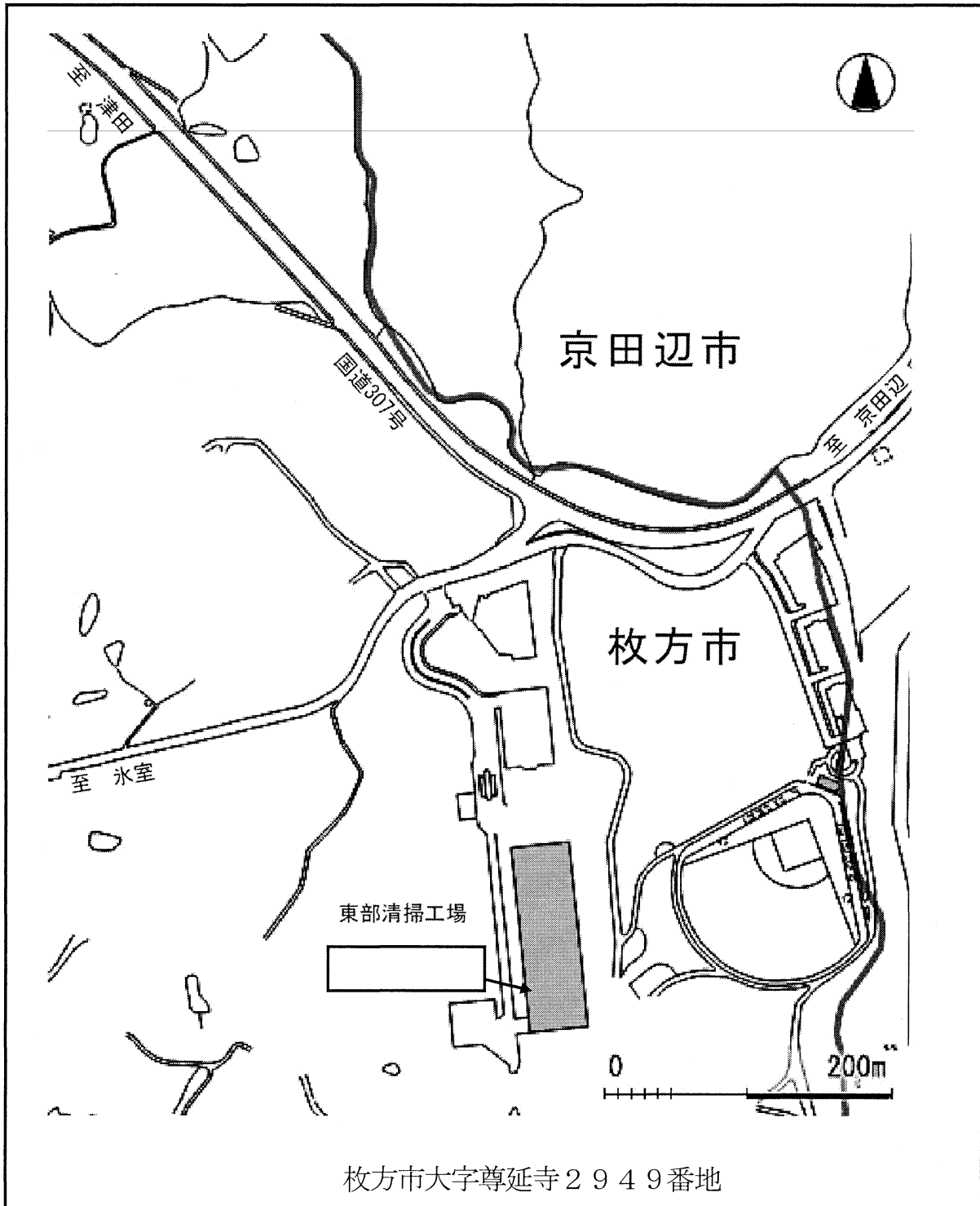
①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ②「予定価格」及び「見積書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 令和5年度東部清掃工場定期補修工事
2. 施工場所 枚方市大字尊延寺2949番地
3. 工 期 本契約締結日から令和6年3月15日まで
4. 工事概要 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備、給水設備、雑設備、電気設備、計装設備、建築設備及びその他設備の定期補修並びにこれに伴う発生材処分
5. 施工理由 東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画の施設保全計画及び電気事業法等の関連法令に基づき、東部清掃工場焼却施設の安全かつ安定的な稼働を維持するため、当該施設における設備の定期補修を行うものです。

工事場所位置図

工事件名 令和5年度東部清掃工場定期補修工事



議案第24号

牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約締結について

次のとおり牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市尊延寺2丁目17番8号
株式会社中島組
代表取締役 中島 一郎
3. 工事名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事
4. 施工場所 枚方市長尾東町1丁目及び3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 773,740,000円
変 更 後	金 859,697,300円

工事概要書（変更）

1. 工事名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備
工事

2. 施工場所 枚方市長尾東町1丁目及び3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	773,740,000円
変更後	金	859,697,300円
増額	金	85,957,300円

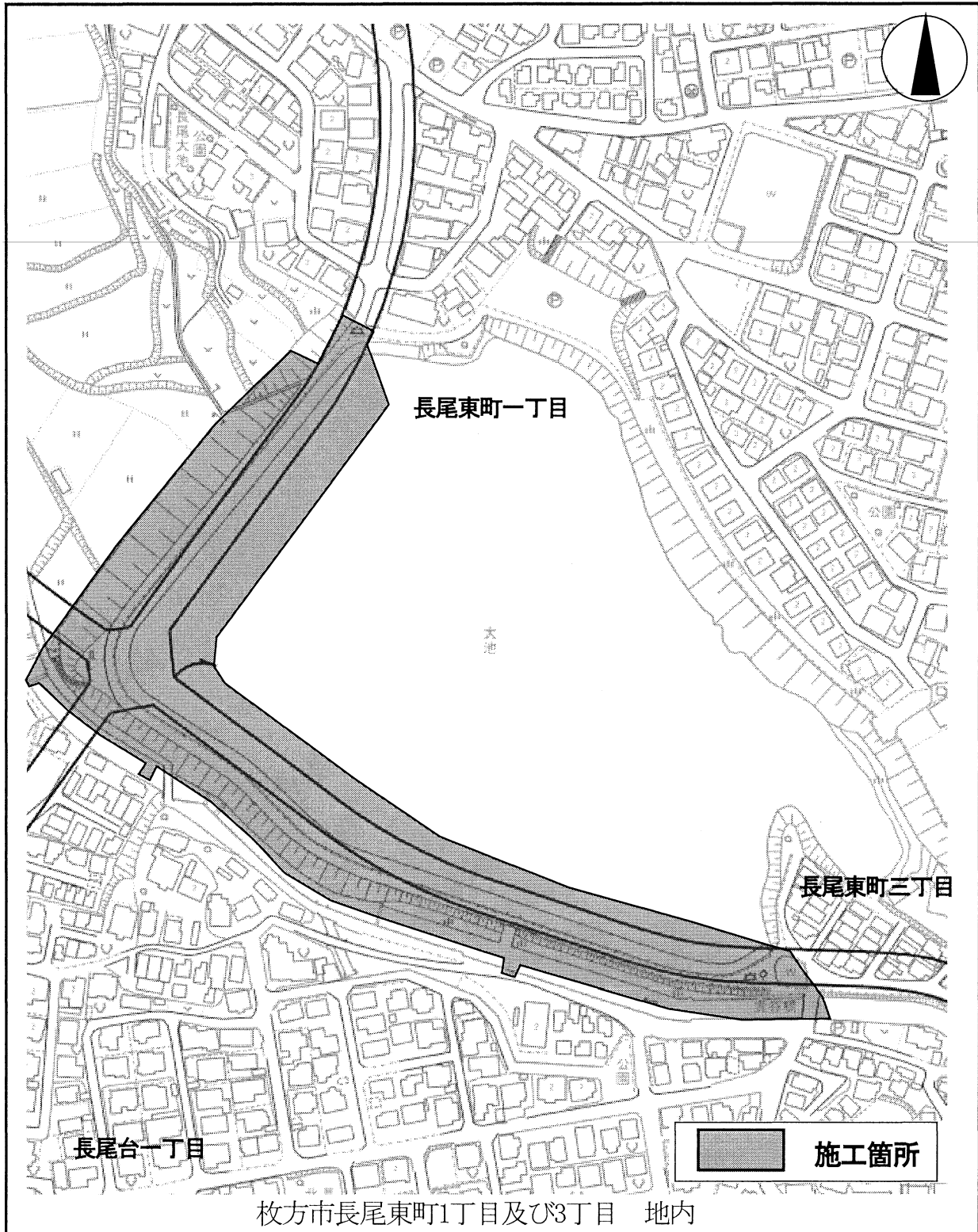
4. 工期 令和4年6月24日から令和8年2月27日まで

5. 工事概要 施工延長 L=544m
水門：工場製作工一式、据付工一式
道路改良：道路土工一式、法面工一式、安定処理工一式、
擁壁工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、
舗装工一式、防護柵工一式、階段工一式、護岸
工一式、照明工一式、移設工一式、構造物撤去
工一式、仮設工一式

6. 変更理由 堤防上部を拡幅するために護岸コンクリート等の取壊し
を行う際に発生する騒音や振動の周辺住宅への影響を考慮
した取壊し工法の変更、余水吐の底板コンクリートが想定
より厚かった為の工法の変更及びその処分量の増大、並び
に盛土をする際に地盤支持力不足による改良材の増加が必
要となったことから、契約金額を変更するものです。

工事場所位置図

工事件名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事



議案第 25 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

原告 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

枚方市

代表者 枚方市長 伏見 隆

被告 大阪市在住者

2. 事件名

退職手当返納請求事件

3. 事件の概要

- (1) 元職員である被告に対しては、原告が発注した土木建築工事に関し、令和 2 年 12 月 25 日に、公契約関係競売入札妨害罪及び収賄罪での有罪判決（懲役 3 年、執行猶予 4 年、追徴金 290 万円）が確定している。
- (2) これを受けて、原告は、枚方市職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項第 1 号（「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた」）の規定に基づき、令和 4 年 9 月 26 日付けで、被告に対して退職手当の全部の返納を命じる処分を行っている。
- (3) しかしながら、被告は、原告の督促及び催告にもかかわらず、当該退職手当の返納に応じず、現在に至るまで、当該退職手当を返納していない。

4. 請求の要旨

原告は、被告に対して支給した退職手当（21,900,057 円）のうち 21,643,272 円（所得税の源泉徴収額（86,785 円）及び住民税の特別徴収額（170,000 円）の合算額を控除した額）及び支払済みに至るまで年 3 分の割合の遅延損害金を支払うよう被告に求めるものである。

5. 訴訟遂行の方針

訴訟遂行に当たっては、次の者を本市訴訟代理人とする。

大阪市北区西天満2丁目9番14号 北ビル3号館505号

弁護士 仲田 哲

調停案の受諾について

次のとおり調停案を受諾することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び13号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

申立人 枚方市所在の法人
相手方 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
代表者 枚方市長 伏見 隆

2. 調停案

- 1、相手方は、申立人に対し、令和元年10月12日に発生した「枚方市駅東自転車駐車場（2階）」のうち1階の申立人店舗（「〇〇〇」）の直上に位置する箇所の施設（以下、「本件施設」という）の相手方所有の壁面から雨水が侵入し、階下の申立人店舗の仕上げ天井、内壁面および内壁面に設置されていた分電盤に損傷を与えた事実（以下、「本件事故」という）を認め、謝罪する。
- 2、相手方は、申立人に対し、本件事故の損害賠償金として金466万6107円の支払義務があることを認める。
- 3、相手方は、申立人に対し、前項の金員を、本調停成立後30日以内に、下記銀行預金口座に振り込んで支払う。振込手続に要する費用は、相手方の負担とする。

記

〇〇〇〇銀行 〇〇支店
〇〇預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
「〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇」名義
(〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇)

- 4、相手方は、本件事故の発生を踏まえ、相手方の指定管理者に本件施設の適正な管理を行わせるように努める。
- 5、相手方は、本件施設に補修の必要があると判断したときは、適切にこれを行うように努める。

6、相手方は、申立人に対し、以下(1)乃至(3)の各事項を約する。

(1) 令和6年度以降毎年度、本件施設の防水状況について、専門業者による点検を実施し、その点検結果の報告書を、各年度末までに京阪電気鉄道株式会社（以下、「京阪電鉄」という）に提出する。

但し、本項(2)の補修工事を実施したときは、その施工後5年目までは専門業者による点検を実施せず、6年目からこれを実施する。

(2) 本項(1)の点検の結果、補修の必要性が確認できた場合は、すみやかに防水補修工事を実施する。

(3) 令和11年度（令和6年度から令和10年度までの間に本項(2)の補修工事を実施した場合は、その施工後10年目となる年度の翌年度）以降の本項(1)の点検の結果、防水状況が良好の場合は、防水補修工事の適切な実施の時期について、京阪電鉄と協議する。

7、申立人は、その余の請求を放棄する。

8、申立人と相手方は、本件事故に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9、調停費用は、各自の負担とする。

3. 本件事故の概要と経過

令和元年10月12日の台風に伴う強風及び降雨により、枚方市駅東自転車駐車場2階の相手方所有外壁の隙間から雨水が侵入し、申立人店舗の天井、壁面に設置していた分電盤等に損害を与えた。

申立人には、損害を与えたことについて謝罪すると共に、示談書（案）を提示し、事案発生年の12月および翌年の4月には、申立人の店舗に接する自転車駐車場壁面の防水工事を実施し、賠償費用や再発防止策などについて協議を行ってきたが、令和4年5月に申立人より大阪地方裁判所に本件事故に対する調停の申立てがあり、今般、和解に向けた協議が整ったことから、申立人と相手方との間で履行する事項を取り決めた調停条項案を受諾し、調停を成立させるものである。

議案第27号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

農業委員会委員の任命の同意について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年（2023年）6月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生